

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1. 「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録の推進について</p> <p>「平泉の文化遺産」は、国を越えた人類共通の普遍的な価値がある遺産と認められ、平成23年の第35回世界遺産委員会において中心的な5資産が登録に至りました。</p> <p>しかしながら「平泉の文化遺産」は、平泉町・一関市・奥州市にまたがる全10資産が一体のものであり、町内においては柳之御所遺跡（岩手県管理）、達谷窟の2資産の拡張登録を目指しているところです。</p> <p>世界遺産の拡張登録を目指すためには、更なる調査研究が必要であり、今後、推薦書作成、国際専門家会議、イコモス現地調査の受け入れ等に多額の経費が見込まれます。</p> <p>つきましては、世界遺産の拡張登録の推進に向けて、より一層のご指導と財政的なご支援をいただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録については、県と関係3市町において、残された5資産（柳之御所遺跡、達谷窟、白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡、骨寺村荘園遺跡）の追加登録に向けた取組を平成29年度まで集中的に実施していくことが合意されており、その結果等に基づきながら、推薦書を作成していくこととしています。</p> <p>調査研究成果に基づいて作成する推薦書に係る費用負担については、資産数や人口割等により負担することとしていますが、推薦書提出後に生じる費用負担額については、今後、関係機関による調整が必要と考えています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>県南教育事務所</p>	<p>B</p>
<p>2. 「平泉の文化遺産」の保存管理について</p> <p>「平泉の文化遺産」は、平成23年の第35回世界遺産委員会において登録が決議されました。</p> <p>世界遺産委員会の決議では、未整備の「中尊寺大池跡」、「無量光院跡」の復元整備計画とその実績を国際記念物遺跡会議（イコモス）に提出すること、登録された資産間の眺望の維持、さらには主要な道路改修の提案には「遺産影響評価」を行うことなど、登録後の保存管理について要求がなされているところです。</p> <p>近年、世界遺産委員会では、「登録後」の保存管理の在り方が重視されており、本町としても着実に復元整備を行い世界遺産委員会の要求に応える必要があります。</p> <p>一方で、世界遺産委員会や国際記念物遺跡会議（イコモス）との調整にあたっては国・県の専門的な助言が必要となっております。</p> <p>つきましては、今後も「平泉の文化遺産」の保存管理について、より一層のご指導とご支援をいただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>「平泉の文化遺産」の中核をなす無量光院跡をはじめとする史跡地の公有化、考古学的な発掘調査及びその成果を基にして実施する史跡整備に関し、市町が実施する場合には、国とともに県も補助することにより、確実な事業成果が得られるよう支援しているところです。</p> <p>今後も、この補助制度を活用しながら、世界遺産委員会等で指摘された課題に対応するとともに、より適切な保存管理がなされるよう支援していきたいと考えています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>県南教育事務所</p>	<p>A</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3. 柳之御所遺跡の史跡整備について</p> <p>柳之御所遺跡の大規模発掘調査は、一関遊水地・平泉バイパス事業に伴い昭和63年度から開始されました。以後、この調査は、全国的に注目される数多くの成果を挙げ、平成5年、建設省（当時）の大英断によって、保存されることが決定し、現在に至っております。</p> <p>平成9年3月に国の指定を受けた柳之御所遺跡については、岩手県教育委員会が平成10年度から本町に柳之御所遺跡発掘調査事務所を開設し、内容確認調査を実施しております。整備計画については、平成13年度には整備基本構想、平成14年度には整備基本計画、平成19年度に整備実施計画、平成22年4月には史跡公園として暫定開園され、現在も引き続き、県が事業主体となり、発掘調査、公有化等が進められております。</p> <p>つきましては、「柳之御所遺跡」が保存されるに至った経緯等を考慮し、猫間ヶ淵跡の公有化をはじめ、県が全面的に史跡整備されるよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>柳之御所遺跡の整備については、平成10年度から史跡整備に向けて内容確認の発掘調査を開始し、平成14年度に整備基本計画を、平成15年度に整備実施計画を策定しています。これらの調査・整備計画を踏まえ、第Ⅰ期整備として、平成17年度から堀内部地区についての史跡整備工事を行っています。</p> <p>史跡整備とともに、整備対象予定地（堀内部地区・堀外部地区）の約8.7ha（平成16年9月30日以前に史跡に指定された地域）の土地公有化を、平成13年度から実施していますが、まだ完了していないため、まずはこの地域の公有化を最優先課題として取り組んでいます。</p> <p>引き続き、整備基本計画等に基づいた柳之御所遺跡の整備及び公有化を進めていきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>県南教育事務所</p>	<p>B</p>
<p>4. 史跡等の整備・活用予算等の拡充について</p> <p>史跡等の文化財は、我が国の歴史と風土の中で培われてきた極めて貴重な国民共有の財産であり、地域の歴史的・文化的なシンボルとなっています。このため住民が地域の歴史・文化に触れ親しみ、精神的な豊かさを実現できる環境づくりを進めるために、これを積極的に整備・活用することが強く求められております。</p> <p>本町は多くの史跡や埋蔵文化財を有し、これらの整備・活用を図り、その価値を伝えていく責務があります。特に世界遺産の構成資産である特別史跡無量光院跡と特別史跡中尊寺境内の2つの庭園の整備は、世界遺産委員会からの要請事項で、喫緊の課題となっております。</p> <p>また町内の整備された史跡では、経年による劣化等で再修理の時期を迎えていることや、今後の整備活用のための公有化も控えていることから、多額の費用が見込まれております。</p> <p>このように史跡を多く抱えている本町の実情と、世界遺産登録後の史跡等の保存管理に万全を期するため、県の積極的な助成等について、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>平泉町の世界遺産関係史跡等整備については、厳しい財政状況が続いている現状に加え、東日本大震災津波からの復興に伴う対応等もありますが、平成29年度当初予算においても要望額を全額措置しているところです。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>県南教育事務所</p>	<p>A</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5. 国立博物館の誘致及び平泉文化研究機関の早期設置について</p> <p>「平泉の文化遺産」は、平成23年に開催された世界遺産委員会において、12世紀を中心とした多くの遺跡があり、日本のみならず広くアジアの歴史、文化史上で重要な位置を占めているという評価を受けました。また、本町の遺跡は、奈良や京都に比べて地形の起伏が旧状をとどめる場所が多く、景観的にも優れ、遺跡が地下に良好な状態で保存されています。つきましては、世界文化遺産を有する本町に、東北地方の歴史や文化をアジア史の中に位置付け、総合的に調査研究する国立の研究施設の設置の推進や、平泉文化を総合的に調査・研究し、その成果を公開・活用する平泉文化研究機関を早期に設置されますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>12世紀の平泉周辺には、アジアの歴史研究を進める上で、きわめて重要な遺跡や建造物、美術工芸品などが所在していることから、岩手県では、日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館の設置について、平成3年度から継続して国に要望しているところです。今後とも国に対して誘致についての要望を行っていきたいと考えています。</p> <p>また、「平泉文化研究機関」については、平成6年度に策定した県立の考古学研究機関整備基本構想をもとに、「平泉文化研究機関整備推進事業」を継続して実施しており、若手研究者との共同研究により、研究者相互のネットワーク作りや研究者の育成を図るとともに、平泉文化フォーラムを開催し、その研究成果を広く発信しているところです。</p> <p>さらに平泉文化研究にとって、柳之御所遺跡の解明が最重要との認識から、平成10年度より、内容確認調査を継続して実施しています。平成20年度には遺跡隣接地に「平泉遺跡群調査事務所」を設置し、柳之御所遺跡の発掘調査の進行管理、及び平泉研究成果の蓄積を推進しています。</p> <p>県としては、こうした取組に基づきながら、引き続き県立の研究機関の設置について検討を進めていきたいと考えています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>県南教育事務所</p>	<p>B</p>
<p>6. 「(仮称)平泉スマートインターチェンジ」の整備促進について</p> <p>「(仮称)平泉スマートインターチェンジ」は、観光客の利便性向上による観光業の振興や観光シーズンの渋滞緩和、居住者の利便性向上等を目的に実施計画を策定し、平成26年度に国土交通省に採択され、企業誘致の促進や地域産業の活性化にも期待されております。</p> <p>本年度は、スマートインターチェンジの設置効果を的確に取り込み、新たな拠点の形成に向けた地域づくりを推進する必要があることから、スマートインターチェンジ周辺地域の目指すべき土地利用のあり方について基本構想・基本計画を策定する予定であります。</p> <p>つきましては、スマートインターチェンジ設置によるさまざまな効果が見込まれることから早期完成を図るためにも、国に対しに必要な予算確保の要望など特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>(仮称)平泉スマートインターチェンジの整備は、交通アクセスの向上により、観光振興や企業誘致の促進による産業振興に大きな効果が期待できるものと認識しており、整備促進が図られるよう、今後も貴町と連携し、必要な予算の確保を国に要望してまいります。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>
<p>7. 平泉バイパス南口交差点から一関バイパス大槻交差点までの安心安全な交通確保を図る整備について</p> <p>当該区間は、積雪による道路幅員の縮小や路面の凍結、道路勾配がきついことから、冬期特有の速度低下が発生し大型車等に影響が出ております。</p> <p>つきましては、信頼性の高い幹線道路ネットワークが形成され、スムーズで安心安全な交通を確保するため、早期に道路勾配の改善、道路拡幅等の対策を行われますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>一般国道4号は、物流の効率化や地域間の交流・連携を促進し、快適で安全な生活を支えるため、御要望の区間を含む2車線区間の4車線化の早期事業化について、引き続き国へ要望してまいります。</p> <p>なお、急勾配区間については、冬期に大型車等の走行速度が低下する状況であることから、安全安心な道路交通の確保対策として、スタック車両対応等、除雪体制を強化していくと国から聞いています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8. 主要地方道一関北上線及び一般県道相川平泉線道路改良事業について</p> <p>当該2路線は、北上川の東部、長島地区を南北に縦貫する主要地方道及び平泉地区から北上川を横断し一関市相川を結ぶ県道です。</p> <p>主要地方道一関北上線については、国道4号の交通量の増大により、迂回路的な道路として利用されており、通行車両が年々増加傾向にあります。</p> <p>平泉町長島字田頭地内から同竜ヶ坂地内までの区間(2,750m)の路線変更を含む、歩道拡幅、急カーブの解消工事を促進されますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>また県道相川平泉線については、広域観光ルートとしての利用以外に、(仮称)平泉スマートインターチェンジと国際リニアコライダー建設予定地である一関市大東町を結ぶ最短路線であることから、今後大幅な交通量の増加が見込まれます。</p> <p>しかしながら、見通しの悪い急カーブや幅員が一部狭小であることから、大型観光バス、大型車両の走行に支障をきたしている現状でありますので、改良整備を促進されますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>主要地方道一関北上線は、国道4号を補完する路線であることから、県としても重要な路線と認識しています。</p> <p>御要望の平泉町長島字田頭地内から同竜ヶ坂地内の整備については、交通量の推移や公共事業の予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。</p> <p>一般県道相川平泉線については、国際リニアコライダーの立地構想の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C</p>
<p>9. (仮称)栗原北上線(西ルート)の県道認定及び整備について</p> <p>近年、本町及び近隣市町においては、東北縦貫自動車道西側地区における工業団地、レジャー施設等の整備が進んでおりますが、これらの進展と地域間交流を促進するためには、幹線道路をはじめとする道路網の整備が必要であります。</p> <p>つきましては、宮城県栗原市金成を起点とし、一関市・平泉町・奥州市(衣川区・前沢区・胆沢区)・金ヶ崎町を縦断し、北上市を終点とする路線の県道昇格と、広域的な整備をされますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県道昇格については、市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備する必要があると、これらの要件を満たした路線について、地域の道路網における市町村道との機能分担や、整備・管理する必要性等を総合的に判断の上行うこととしています。</p> <p>(仮称)栗原北上線のうち、未改良区間を含まない奥州市前沢区から北上市までの区間32.6kmについては、「県道昇格検討会」において現県道と交換することを決定し、平成28年4月1日に一般県道前沢北上線として供用開始しています。</p> <p>また、奥州市前沢区以南については、未改良区間の整備状況を踏まえ、認定要件や地域の道路網における当該道路の機能を総合的に判断し、慎重に検討していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>10. 一関遊水地事業に伴う内水被害対策について</p> <p>一関遊水地事業の小堤整備が完了間近になり、出水時には北上川や県管理河川の水位上昇が長期に続くことが想定されます。</p> <p>また、ここ数年、局地的豪雨などによる水害が頻繁に発生し、住民が不安を感じております。</p> <p>つきましては、安心して暮らせるまちづくりの推進を図るためにも、鈴沢川、矢の尻川排水樋管への強制排水機場の設置や、徳沢川など小河川の内水被害対策のために移動用排水ポンプ車の増台について特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>近年、大規模な災害が県内各地で発生しており、県としては、住家の浸水対策などを基本的な方針として、沿川の土地利用状況などを勘案しながら、それぞれの河川の特性を踏まえて、過去に住宅が浸水した河川について、治水対策の検討を進めているところです。</p> <p>御要望の河川については、平成14年、19年の出水の際には国の排水ポンプ車により内水被害の軽減が図られ、その後、本堤や周囲堤が完成し、大きな出水に対する安全性が高まったところです。なお、現在は小堤などの整備も進められていますが、小堤が完成することによって、中小洪水時には、遊水地内の農地に流水が溢れにくくなることから、北上川本線や支川での水位上昇の影響が考えられます。</p> <p>このことから、県管理区間である衣川堤防や太田川堤防の区間において、一関遊水地事業の進捗を踏まえ、堤防整備後の内水による浸水被害を把握するため、平成26年度に過去の内水による浸水被害の実績や想定される浸水範囲の分析、必要なポンプ規模などの調査を行いました。</p> <p>この調査結果を基に内水対策の方針検討を行い、貴町に対して平成27年4月16日に『県としては、鈴沢川他貴町内の内水被害について、可搬式排水ポンプの設置による対応を基本とし対策を進めていきたい』旨御説明し、平成27年度中に排水ポンプを含む内水対策設備の詳細設計に着手しました。</p> <p>平成28年度は、引き続き、排水ポンプを含む内水対策設備の詳細設計を進め、排水ポンプの設置や設置後の維持管理等について、国や貴町と調整を図ったうえで、既に国により排水ピットが整備されている鈴沢川で、内水対策設備工事を進めることとしています。</p> <p>また、移動用排水ポンプ車の増台については、昨今、局地的に短時間で降る大雨が多発している状況から、県としても必要と考えていますので、引き続き国土交通省への要望を行ってまいります。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>
<p>11. 主要地方道平泉巖美溪線の歩行者、自転車道路整備について</p> <p>当該路線は、JR平泉駅と一関市巖美町地内を結んでおり、世界遺産登録以降、レンタサイクルを利用して達谷窟を訪れる観光客が増加しております。また沿線には、巖美溪や温泉宿泊施設などがあるため、連日大型バスが多く走行しております。</p> <p>このため、自転車通学の学生やレンタサイクルを利用する観光客は、狭い歩道を走行しているとともに、路面も痛んでいることから通行者の交通安全の確保が困難になっております。</p> <p>つきましては、通行者の安全確保のため、歩行者、自転車道路の整備を促進されますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>一般県道平泉停車場中尊寺線との交差点から毛越寺駐車場前までは両側に幅員3.5m以上の歩道が設置されており、通行者（歩行者、自転車）の安全は確保されているものと認識しています。また、路面の損傷については、道路パトロールによる状況把握を行ない、補修が必要な場合には通年の道路維持修繕業務委託等により随時補修を行っており、今後とも通行者の安全確保に取り組んでいきます。</p> <p>毛越寺駐車場前から一関市巖美町までの区間については、今後の交通量の推移や地域の沿道状況、県全体の進捗等を踏まえ検討していきますが、早期の事業化は難しい状況です。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>12. 一般県道三日町瀬原線（中尊寺交差点）の無電線化について</p> <p>国土交通省では、太田川橋から衣川橋までの当該路線を歴史的背景に調和した個性あふれる道路景観を進める地区と位置づけ、「平泉アムニティ道路事業」として平成2年から進めてきました。無電柱化をはじめ歩道整備（インターロッキングブロック舗装）、植樹、歩道の防護柵のデザイン化等が実施され、観光地としての魅力の向上が図られてきましたが、歴史的資産である中尊寺前の交差点は無電柱化が実施されておられません。</p> <p>つきましては、「平泉の世界遺産」のひとつである中尊寺玄関口の無電柱化は、世界遺産にふさわしい景観の向上が図られるものであることから、無電柱化の早期整備について特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県では、一般県道平泉停車場中尊寺線（通称中尊寺通り）において、JR平泉駅前から一般県道三日町瀬原線交差点までの1,400m区間について、平成29年度の完成に向け、現在、無電柱化工事を進めているところです。</p> <p>御要望の中尊寺交差点の無電柱化については、県としても「平泉の世界遺産」である中尊寺の玄関口として、世界遺産にふさわしい景観の向上が図られる無電柱化は必要であると認識しています。</p> <p>御要望の箇所の無電柱化については、平成29年度は調査設計を行う予定です。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>
<p>13. 山菜等の放射性物質に汚染された農林産物対策について</p> <p>(1) 汚染されて利用できない一時保管しているほだ木について</p> <p>東日本大震災に伴う福島第1原子力発電所事故による放射性物質の影響により、山菜等に対する汚染問題は、町内をはじめ県南地域の生産農家に甚大な被害を与えております。</p> <p>このような中、岩手県におかれましては、町民や消費者が農産物の安全・安心に対する不安が解消されるよう鋭意努力され、牧草地再生については今年度処理が終了する目途がつかしました。</p> <p>しかし、山菜の一部やキノコ類については出荷制限を受けており解除のめどが立っておらず、またシイタケについては原木シイタケの処理対策事業等に取り組みされていますが、農家に一時保管されているほだ木の処理は進んでいません。</p> <p>つきましては、安全な山菜等の産地直売体制の確立に向けて、次の要望事項について特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 汚染されて利用できない一時保管しているほだ木について、早期最終処分に向けて全面的に支援すること。</p>	<p>農林業系汚染廃棄物のうち8,000Bq/kg以下のものについては、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自にガイドライン（第2版）を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てる処理方針を示したところです。</p> <p>その処理費用については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に要請しているところです。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>13. 山菜等の放射性物質に汚染された農林産物対策について</p> <p>(2) 採取期間の短い山菜等の流通体制の構築について</p> <p>東日本大震災に伴う福島第1原子力発電所事故による放射性物質の影響により、山菜等に対する汚染問題は、町内をはじめ県南地域の生産農家に甚大な被害を与えております。</p> <p>このような中、岩手県におかれましては、町民や消費者が農産物の安全・安心に対する不安が解消されるよう鋭意努力され、牧草地再生については今年度処理が終了する目途がつかしました。</p> <p>しかし、山菜の一部やキノコ類については出荷制限を受けており解除のめどが立っておらず、またシイタケについては原木シイタケの処理対策事業等に取り組みられています、農家に一時保管されているほだ木の処理は進んでいません。</p> <p>つきましては、安全な山菜等の産地直売体制の確立に向けて、次の要望事項について特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 採取期間の短い山菜等については、引き続き安全性の確認方法を検討し、流通体制の構築を図ること。</p>	<p>野生キノコについては、出荷制限の対象となっていることから、県では放射性物質の経年変化を把握するため、モニタリング検査を継続していきます。</p> <p>出荷可能な山菜であっても、産直施設の自主検査で放射性物質が一定以上検出された場合は、県が精密検査を実施し、検査結果を速やかにお知らせしていますが、検査に一定の時間を要することから、御理解をお願いします。</p> <p>出荷可能な山菜類については、引き続き、市町村、関係団体等と連携し、可能なかぎり迅速に安全性の確認を行いながら流通させるよう、取り組んでいきます。なお、出荷制限等が指示されている品目については、毎年、春と秋のシーズン前に、集荷団体や産直、市場等に出荷しない旨の周知を図っております。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>B</p>
<p>14. 放射能汚染問題に対する適切な対応について</p> <p>(1) 放射性物質に汚染された側溝土砂の処理について</p> <p>宅地の軒下や道路側溝などで局所的に放射線量が高いところが存在し、これらのホットスポット対策としてきめ細かな測定等を実施してきました。</p> <p>また、国による除去土壌等の最終処分の見通しがはっきりしないことから、道路側溝土砂等の清掃・除染にも支障をきたしており、早急に除去土壌等の最終処理基準を明確にするよう国に求めています。</p> <p>子どもの健康影響については、町・県による健康影響調査を継続実施してきたところですが、保護者の不安が完全に払拭しきれたとはいえ、平成27年度から町単独予算による子どもの甲状腺検査に対する補助を実施しており、子どもと保護者の安心・安全に努めています。</p> <p>自治体損害賠償については、平成23年度・24年度分について原子力損害賠償紛争解決センターの和解を受諾しましたが、損害賠償として認められなかった項目や平成25年度以降の損害賠償についての対応など、今後の損害賠償について課題が山積しています。</p> <p>以上のような状況を踏まえて、下記の事項につきまして、実施していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 放射性物質に汚染された側溝土砂を一体的に処理できるよう新たな支援制度を創設すること。</p>	<p>放射性物質に汚染された側溝土砂については、国に対し処理方針を速やかに示すとともに、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について財政支援を拡大するよう要望しているところです。</p> <p>なお、国庫補助対象外となる一時仮置場の設置に要する経費については、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により支援することとしています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>14. 放射能汚染問題に対する適切な対応について</p> <p>(2) 子どもの健康影響調査について</p> <p>宅地の軒下や道路側溝などで局所的に放射線量が高いところが存在し、これらのホットスポット対策としてきめ細かな測定等を実施してきています。</p> <p>また、国による除去土壌等の最終処分の見通しがはっきりしないことから、道路側溝土砂等の清掃・除染にも支障をきたしており、早急に除去土壌等の最終処理基準を明確にするよう国に求めています。</p> <p>子どもの健康影響については、町・県による健康影響調査を継続実施してきたところですが、保護者の不安が完全に払拭しきれたとはいえ、平成27年度から町単独予算による子どもの甲状腺検査に対する補助を実施しており、子どもと保護者の安心・安全に努めています。</p> <p>自治体損害賠償については、平成23年度・24年度分について原子力損害賠償紛争解決センターの和解を受諾しましたが、損害賠償として認められなかった項目や平成25年度以降の損害賠償についての対応など、今後の損害賠償について課題が山積しています。</p> <p>以上のような状況を踏まえて、下記の事項につきまして、実施していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 子どもの健康影響調査を継続的に実施するとともに、甲状腺検査に対する支援措置を新たに創設していただき、住民不安の解消を図っていただくこと。</p>	<p>平成23年度から平成27年度に実施した放射線内部被ばく健康影響調査結果について、有識者会議より「放射線による健康影響は極めて小さいと考えられる。」との評価をいただいています。</p> <p>平成29年度の継続調査実施に係る予算は、当初予算で措置済みであり、関係市町とも協議のうえ、調査の継続について検討を行っています。</p> <p>また、対象市町が希望者を対象に実施する内部被ばく検査事業に係る補助につきましても、引き続き、支援していきます。</p> <p>一方、甲状腺検査については、医学的・科学的な知見に基づいた専門機関等の見解を十分に尊重することが必要であり、今後とも国内外の科学的な知見及び福島県の調査結果等の情報に注視しつつ、県としての対応が必要な場合には、その方策について検討していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B</p>



平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>14. 放射能汚染問題に対する適切な対応について</p> <p>(3) 放射線対策に要した経費について</p> <p>宅地の軒下や道路側溝などで局所的に放射線量が高いところが存在し、これらのホットスポット対策としてきめ細かな測定等を実施してきました。</p> <p>また、国による除去土壌等の最終処分の見通しがはっきりしないことから、道路側溝土砂等の清掃・除染にも支障をきたしており、早急に除去土壌等の最終処理基準を明確にするよう国に求めています。</p> <p>子どもの健康影響については、町・県による健康影響調査を継続実施してきたところですが、保護者の不安が完全に払拭しきれたとはいえず、平成27年度から町単独予算による子どもの甲状腺検査に対する補助を実施しており、子どもと保護者の安心・安全に努めています。</p> <p>自治体損害賠償については、平成23年度・24年度分について原子力損害賠償紛争解決センターの和解を受諾しましたが、損害賠償として認められなかった項目や平成25年度以降の損害賠償についての対応など、今後の損害賠償について課題が山積しています。</p> <p>以上のような状況を踏まえて、下記の事項につきまして、実施していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(3) 放射線対策に要した経費は、自治体に最終的な財政負担が生じないよう満額を東京電力ホールディングス㈱が負担するよう働きかけていただくこと。仮に、東京電力ホールディングス㈱が負担しない場合は、特別交付税等による措置を国に要望していただくこと。</p>	<p>県では原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は、一義的に東京電力が責任を負うべきものと考え、東京電力に対し、要した経費すべてについて賠償に応じるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているところです。</p> <p>さらに、直接交渉だけでは東京電力の姿勢が変化することは期待できないと考えられたことから、市町村等と連携して原子力損害賠償紛争解決センターに対して、平成26年1月に続き、平成28年3月には第2回目の和解仲介の申立てを実施し、同センターにおける審理を通じて、被害の実態に即した速やかな賠償を求めたところです。</p> <p>なお、国に対しても、県及び市町村等が負担した放射線影響対策に要した費用について十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力を指導するなど、必要な措置を講じることを要望しています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>総務部</p>	<p>B</p>
<p>15. 森林病虫害（松くい虫）等防除事業の確保について</p> <p>森林病虫害（松くい虫）等防除事業につきましては、町内での発生当初から継続して対策を実施してきましたが、被害規模が減少する一方で新たな被害が発生し、近年はほぼ横ばいの状況が続いております。</p> <p>世界文化遺産の中尊寺や毛越寺の松林も被害が続いており、町といたしましても懸命に被害の減少に努めているところですが、平成27年度から防除事業費が大幅に縮小になりましたことに苦慮しています。</p> <p>つきましては、平泉町の世界文化遺産という特殊性を考慮いただき、事業費の確保に特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>松くい虫被害対策については、これまで守るべき松林の周辺での被害木の駆除を中心に実施してきましたが、被害蔓延地域の防除対策を見直し、重要な松林では、薬剤散布や樹幹注入による徹底した防除、その他の松林では、駆除と木材利用の両立を図る樹種転換を促進しています。</p> <p>世界文化遺産である毛越寺等の重要な松林については、薬剤散布や樹幹注入による防除に加え、その周辺での被害木の駆除が十分行なえるよう、事業費を確保しています。</p> <p>その他の松林については、森林整備事業を活用した、樹種転換を促進するため、事業費を確保していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>B</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>16. 「東稲山麓の世界農業遺産」登録に向けた支援について</p> <p>平泉町では、東稲山麓地域（一関市舞川地区、平泉町長島地区、奥州市生母地区）の中山間地域農業と麓に広がる一関遊水地事業による大区域ほ場をテーマに、伝統的山麓水田農業と近代的機械化農業との融合による中山間地域活性化のモデル構築に取り組むこととし、申請エリアである一関市、奥州市、岩手県による「東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会」設立準備委員会を平成28年1月に設置し、推進協議会設置に向けて取組を進めているところであります。</p> <p>一方、国においても、将来に受け継がれるべき伝統的な農林水産業システムを広く発掘し、その価値を評価するための「日本農業遺産」制度が平成28年4月に創設されたところであります。</p> <p>つきましては、新たに創設された日本農業遺産の認定を踏まえ、世界農業遺産への認定を目指すべく、一関市、奥州市との連携強化は基より、岩手県におかれましては、認定に向けた情報収集や推進活動、更には申請手続の準備や推進計画等の策定に向けて、より緊密な連携や推進態勢が図られるよう一層の取組支援を賜りたく特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>世界農業遺産及び日本農業遺産の認定に向けた取組については、認定を契機とした東稲山麓地域の活性化が目的であり、地元住民の機運醸成や関係機関・団体の緊密な連携が重要であると認識しています。</p> <p>このため県は、3市町と連携を図りながら「東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会（仮称）」設立準備委員会において、国の動向や既認定地域における取組状況の情報収集などを行ってきました。</p> <p>さらに、平成28年4月に国において創設された「日本農業遺産」制度への対応などについて協議を重ね、申請主体となる推進協議会の設立に向けて地元組織や関係団体への説明等を実施しているところです。</p> <p>県としては、引き続き、3市町と緊密な連携を図りながら、地元住民の機運醸成や認定に向けた申請手続き等に対して積極的に支援していくとともに、都市農村交流や6次産業化等の促進による地域活性化に取り組んでいきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B</p>
<p>17. 外国人観光客誘致活動について</p> <p>外国人観光客の誘致につきましては、政府が2020年の訪日外国人旅行者4,000万人を目指し積極的にインバウンド政策を打ち出していることから、ここ数年が当地域にとっても大きなチャンスと捉えております。</p> <p>本町といたしましては、平成23年6月の世界遺産登録以降、観光庁の支援をいただき、誘導板やパンフレットなどの多言語化など受け入れ態勢整備に努めるとともに、東北観光推進機構などの関係機関と連携しながら現地での誘客活動に取り組んでいるところです。</p> <p>つきましては、県の外国人観光客誘致の取り組みの積極的な推進について、台湾のみならず他地域において幅広く展開することに対し、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>本県の平成27年の外国人宿泊者数は、10万6千人泊と過去最高となりましたが、国全体の伸びと比較すると、まだまだ伸ばしていかなければならない状況と捉えています。</p> <p>国においても、平成28年を「東北観光復興元年」と位置づけ、「東北観光復興対策交付金」をはじめとした外国人観光客の誘致拡大のための予算の拡充や取組を強化したところです。</p> <p>県では、東北各県や東北観光推進機構等と連携した広域的な取組を進めており、これまでも韓国・香港・中国・ASEAN・豪州などの旅行博・観光博への出展や商談会の開催、現地旅行AGTの招聘に取り組んでいます。今年度は、さらに「東北観光復興対策交付金」を活用し、外国人観光客のニーズ調査やTVドラマのロケ誘致など外国人観光客誘致への取組を拡大して実施しているところです。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>18. 企業誘致活動について</p> <p>企業誘致につきましては、トヨタ自動車株式会社が東北拠点化の方針を打ち出していることから、ここ数年が県南地域にとっては大きなチャンスと捉えております。</p> <p>本町としては、自動車関連企業の立地が見込まれるうちに、これまで以上に企業誘致活動に取り組む必要があることから、本年度、平泉町企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱を定め、本町の優位性を高めているところです。</p> <p>つきましては、本町の企業誘致への取り組みについて、情報提供やノウハウの教示など、県の特段のご支援を要望いたします。</p>	<p>県では、市町村との情報交換や情報共有など、緊密な連携のもとで、企業誘致に取り組んでいるところです。</p> <p>また、県及び市町村等で組織する岩手県企業誘致推進委員会において、市町村職員等を対象とした研修会を開催し、企業誘致をはじめとした産業振興に関する職員個々の能力向上にも取り組んでいるところです。</p> <p>今後も、このような研修会や自動車関連産業に関する勉強会などを通じて、企業誘致に関する情報やノウハウなどを共有しながら、引き続き、町と一体となって企業誘致に取り組んでいきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B</p>
<p>19. 国際リニアコライダーの東北誘致について</p> <p>国際リニアコライダー（I L C）の東北誘致については、東日本大震災からの復興のシンボルとなる国際プロジェクトであります。</p> <p>県におかれましては、東北経済連合会、東北大学等と連携し、「東北加速器基礎科学研究会」の設立や北上高地における花崗岩岩盤の地質調査の実施、さらには国の復興構想会議へのI L Cを核とした「T O H O K U 科学技術研究特区」構想の提案など、これまでも積極的な取り組みを進められてきたところです。</p> <p>また先に、東北地方が一丸となった国内外への働きかけへの取り組みに向け、東北I L C推進協議会において、「I L Cを核とした東北の将来ビジョン」の策定をしたところであります。</p> <p>つきましては、国に対し日本誘致の方針を早期に決定しI L Cの実現に向けた取り組みを進めるよう働きけるとともに、東北の復興と活性化のために、I L Cの東北誘致に向けた取り組みを一層進めるよう要望いたします。</p>	<p>国際リニアコライダー（I L C）の実現は、日本が世界に大きく貢献するとともに、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興や地方創生にも大きく寄与するものと考えております。</p> <p>そのため、これまでも岩手県内はもとより、東北大学や東北I L C推進協議会などの関係機関と連携しながら、東北一丸となってI L C実現に向けた活動を推進してきたところです。</p> <p>県としては、国に対しI L Cの国内誘致の政府判断までのプロセス等について具体的に明示するとともに、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進め、I L Cの国内誘致の方針を早期に決定するよう要望したところです。</p> <p>引き続き、関係機関との連携を強化しつつ、国への働きかけを行うとともに、東北I L C準備室と連携した受入環境の整備などについて、取り組んでいきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A</p>
<p>20. 道の駅とガイダンス施設との一体整備について</p> <p>本町では、地域産業の活性化を図るとともに、地域の情報発信基地、道路利用者の利便性の向上、町民と観光客との交流・連携、さらに防災拠点とすることを目的に、道の駅の整備計画を進めております。</p> <p>道の駅整備に向けては、平泉という特色を活かすために、史跡柳之御所遺跡の隣接地に建設を計画していることから、岩手県教育委員会が整備を目指しているガイダンス施設との一体感が出るよう配置した整備方針としております。</p> <p>つきましては、世界遺産「平泉」の魅力を最大限に盛り込んだ道の駅の実現に向けて、ガイダンス施設を世界遺産「平泉」のガイダンス施設と位置付け、早期に建設していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>現在の「柳之御所資料館」においては、来訪者に遺跡の価値を知っていただくため、改修を行い、柳之御所遺跡等に係るガイダンス施設として、平成22年4月の史跡公園開園に合わせ公開しています。</p> <p>新設予定の施設については、今年度、ガイダンス機能の基礎調査として他の類似施設の情報収集を実施し、施設のあり方、機能や規模等について分析検討を行い、基本計画の見直しを行っているところです。</p> <p>平成29年度は、新ガイダンス施設の基本設計及び展示計画を実施する等、計画的に整備を進めていきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>県南教育事務所</p>	<p>A</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>21. 日本版DMOの取り組みへの支援について</p> <p>日本版DMOは、多様な関係者が共同し、観光地経営の視点に立った観光地域づくりを目指すものであり、観光による地方創生として大きく期待されています。</p> <p>また、政府が2020年の訪日外国人旅行者4,000万人を目指し積極的にインバウンド観光政策を打ち出していることから、ここ数年が当地域にとっても大きなチャンスと捉えております。</p> <p>本町といたしましても、定住自立圏を形成している一関市と連携し、日本版DMOを設立し、インバウンド観光等を中心とした交流人口の拡大を図り、地域一体となった魅力ある観光地域づくりを目指しております。</p> <p>つきましては、当地域での日本版DMOの設立や運営に係る財政的支援、東北へのインバウンド観光の拡大に向けた施策の推進などを国に働きかけるとともに、広域的な観光施策支援の取り組みを進めていただくよう要望いたします。</p>	<p>本県の平成27年の外国人宿泊者数は過去最高の10万6千人となりましたが、全国的な伸びと比べると本県や東北地方は低い伸びとなっていることから、国においては、平成28年を「東北観光復興元年」と位置づけ、「東北観光復興対策交付金」をはじめとした外国人観光客の誘致拡大のための予算の拡充や取組を強化したところです。</p> <p>このような中、「日本版DMO」の設置は、インバウンド需要の取り込みや地域間交流により、地域を活性化させる原動力となる一つの方法と考えており、県南広域振興局では組織の設立や運営を支援していきます。</p> <p>また、市町村が行うインバウンドの取り組みには、国の「東北観光復興対策交付金」を活用することができることから、県は国に対し、この交付金に関して外国人観光客の誘客の拡大と定着が図られるまでの間、必要な額を確実に予算措置するよう要望しているところです。</p> <p>広域的な観光施策については、県では東北六県や、北東北三県などによる広域連携事業を構築し取り組むとともに、県南広域振興局、沿岸広域振興局、宮城県、県際の関係市町等で組織する「岩手・宮城県際広域観光推進研究会」の場を活用しながら、支援していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B</p>